

## 大津駅前広場等の利活用プレイヤー発掘・育成支援業務仕様書

### 1 業務名称

大津駅前広場等の利活用プレイヤー発掘・育成支援業務

### 2 目的

本市では、JR 大津駅前周辺のにぎわい創出に取り組んでおり、JR 大津駅から湖岸エリアへの動線づくりに向け、令和2年度にはJR大津駅から琵琶湖岸に向かう市道幹1037号線(通称「中央大通り」)および隣接する大津駅前公園の再整備を行った。また、令和5年度には同公園内に便益施設(飲食店)がオープンし、日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場としての機能が強化された。

こうした中で、令和6年度においては、大津駅前周辺の公共空間が十分に活用され、にぎわいが創出されるよう、実践的なセミナーを開催し、出店者やイベントの企画・運営者(以下、「利活用プレイヤー」という。)の発掘、育成を行った。その結果、キッチンカーの出店やマルシェ、音楽ライブ、ビアガーデンなどさまざまな催しが行われ、一定の効果を得ることができた。一方で、依然として利活用プレイヤーの絶対数が少なく、年間を通して恒常的なにぎわいが創出できていないことや、出店やイベント等の開催までこぎつけたものの、催しのコンセプトの明確性などから、各イベントの質、集客力、収益性に大きな差異が生じているなどの課題が残った。

本業務は、新たな利活用プレイヤーを発掘するとともに、伴走支援を通じて、収益化に係るノウハウ等の提供を行い、利活用プレイヤーが質の高い、集客力をもったイベント等を実施することで、大津駅前広場などの公共空間の恒常的な利活用促進を図り、駅前ににぎわいを創出することを目的とする。

### 3 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、別紙、「業務対象位置図」に示すとおりである。

### 4 業務期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月27日(金)まで

## 5 業務の実施方針

大津駅前広場等の公共空間については、都市再生推進法人が利活用団体を募集し、継続的なイベント等の開催に向けた取組を進めている。本市においては、更なる公共空間の利活用促進に向けて、大津駅前広場等の利活用プレイヤーの発掘、イベントを開催するための伴走支援を行うことで、より集客力のあるイベント等が開催されることにより、にぎわいの好循環がもたらされるよう取り組んでいるところである。

令和7年度は、前年度の取組を継続しつつ、大津駅前広場等の新たな利活用プレイヤー及び既存の利活用プレイヤーに対し、収益化につながるノウハウなどを提供する専門的かつ実践的な伴走支援を行う。これにより、質の高い集客力をもったイベント等が実施されるとともに、プレイヤーが自主的にイベント等を開催できる好循環を生み出すことで、大津駅前広場などの公共空間利活用が活性化され、駅前のにぎわいを創出していく。

## 6 業務概要

受託者は、大津駅周辺の住民や団体、企業などと協議をした上で、以下の業務を実施すること。

### (1)大津駅前広場等の利活用プレイヤー発掘支援

#### ア セミナーの開催

- ・イベントの収益化や協賛・スポンサー営業等に関するセミナーを業務期間中1回以上開催すること。

#### イ 相談窓口の設置

- ・業務対象範囲内(大津駅前広場等)において企画の実施又は実施を希望しているプレイヤーを対象に、相談窓口を設置し、周知すること。

周知方法については、チラシやSNS等を活用し周知すること。

- ・問合せや相談には、電話及びオンライン等で対応すること。

### (2)企画伴走支援

第1号に規定する相談窓口で相談のあった者に対して、次に掲げる支援を行う。

なお、当該支援において、イベントの収益化や協賛・スポンサー営業等に関するより専門的なノウハウを提供すること。

#### ア 企画コンサルティング

- ・プレイヤーの企画に応じた場所の選定及び関係事業者等の紹介
- ・企画内容に対するアドバイス

#### イ 集客コンサルティング

- ・大津駅前広場等での利活用促進に関するアドバイス
- ・ターゲットに即した集客方法に関するアドバイス
- ・効果的な情報発信に関するアドバイス

#### ウ 営業活動サポート

- ・持続可能な事業モデル構築に向けたアドバイス
- ・協賛・スポンサー営業方法に関するアドバイス

#### エ イベント実施コンサルティング

- ・業務対象範囲内におけるイベント実施支援
- ・イベントの収益化に向けたアドバイス

### (3)業務報告書及び伴走支援の経過報告書の作成

業務報告書は、取組の内容や経過、成果を記録し、履行した業務内容を正確かつ簡潔に取りまとめること。なお、様式は任意とする。

伴走支援の経過報告書については、伴走支援の経過を記録し、各プレイヤーごとに取りまとめること。提出は2ヶ月ごとに行うこととし、様式は任意とする。

また、各報告書については、著作権等に十分留意し、使用許諾が必要な場合には、事前に許可を得るようにすること。

## 7 スケジュール

業務の実施スケジュールは、提案を踏まえ、受託者と市で協議のうえ確定することとする。

## 8 成果品

### (1)本業務の成果品は次に定めるものとする。

- ア 報告書2部(A4版カラー、製本2部)
- イ 電子データ1枚(記録媒体(CD-R等)に記録したもの)
- ウ その他本市が本業務の成果品として必要と認めるもの

### (2)提出形式

- ア 報告書は Microsoft(Word 等)形式及び PDF 形式で記録し、提出すること。
- イ 本業務で撮影した、写真等は JPEG 形式等の電子データで提出すること
- ウ 本業務で作成した、図や表は、JPEG 形式や Excel 形式等の電子データで提出すること。

## 9 支払方法

委託料は、「成果品」を提出後、本市で検査した後に一括で支払うこととする。

## 10 留意事項

- (1)業務を履行するにあたり法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- (2)業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (3)各業務を履行するにあたり、受託者は、常に職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知したうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (4)業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する特記事項に従い、万全の対策を講じること。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (5)業務実施にあたり、大津市と協議のうえで進めていくこと。
- (6)本業務を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを市に提出し、承諾を得ること。
- (7)受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含む。
- (8)契約の履行または不履行により、市又は第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (9)業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。
- (10)本業務により作成された資料及びデータの所有権は本市に帰属するものとする。
- (11)この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- (12)契約締結後、提案に沿った業務計画書を作成し、発注者に提出する。

## 11 問合せ先

大津市都市計画部都市魅力創造課

住所:〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3-1(大津市役所本館3階)

電話:077-528-2957(直通)

E-mail:otsu1306@city.otsu.lg.jp

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

#### (秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。次項において同じ。)に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該

委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

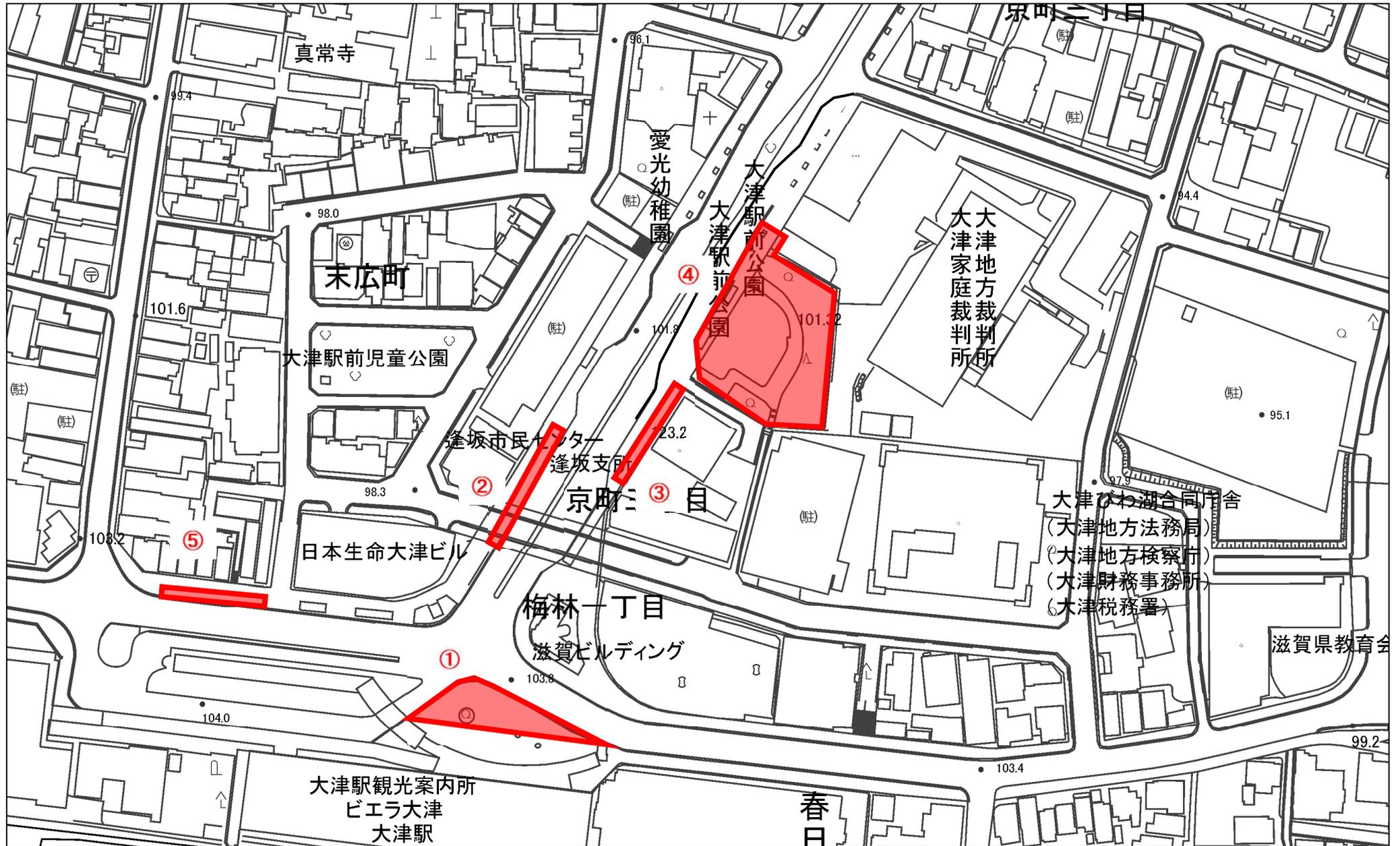
(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

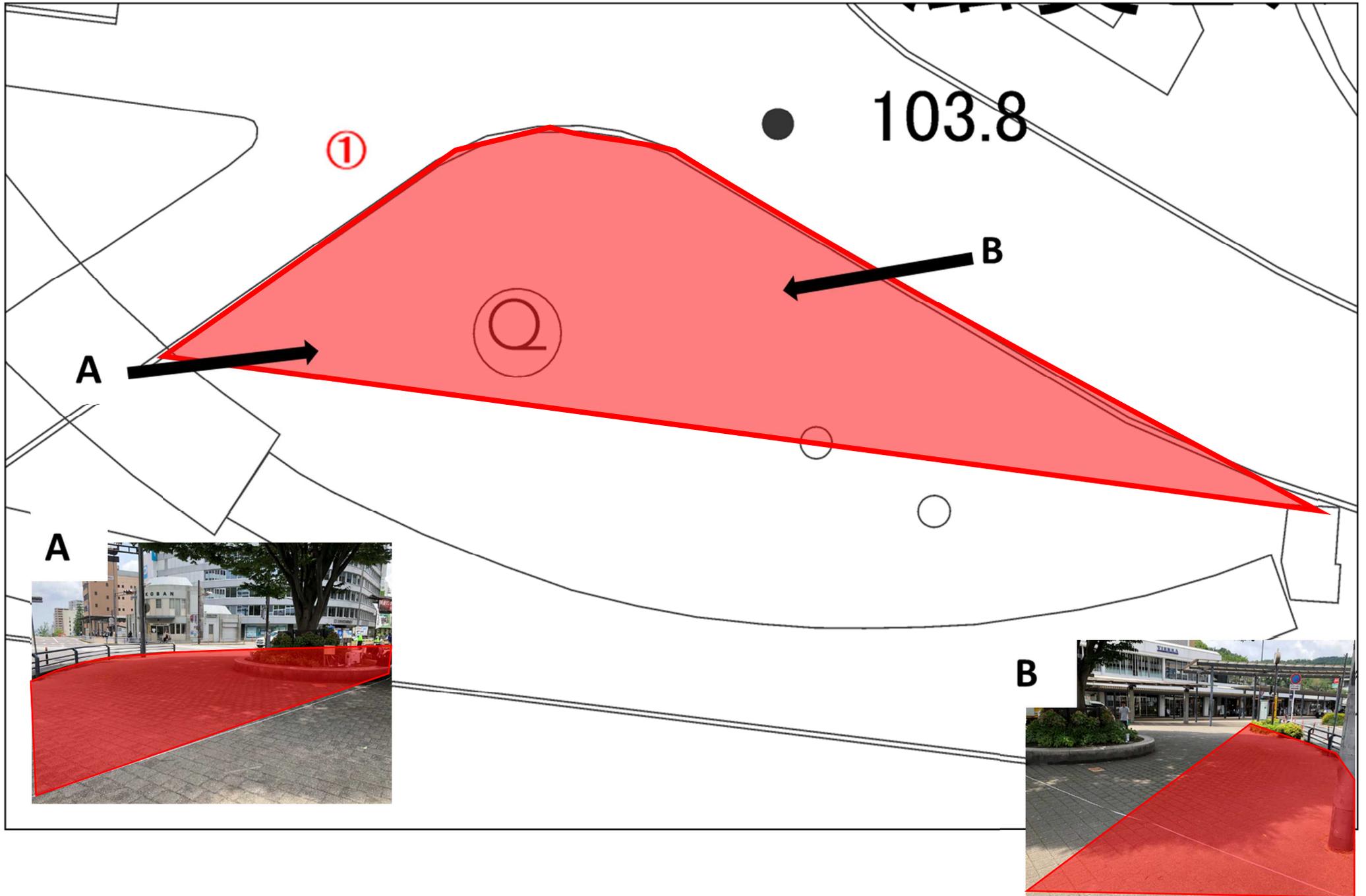
注1 「甲」は委託者である大津市(実施機関)を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

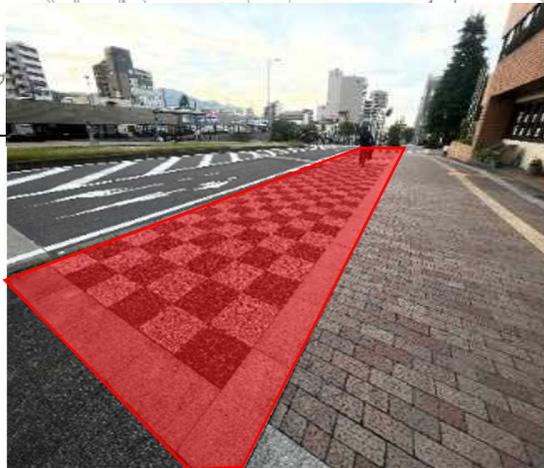
# 業務対象位置図



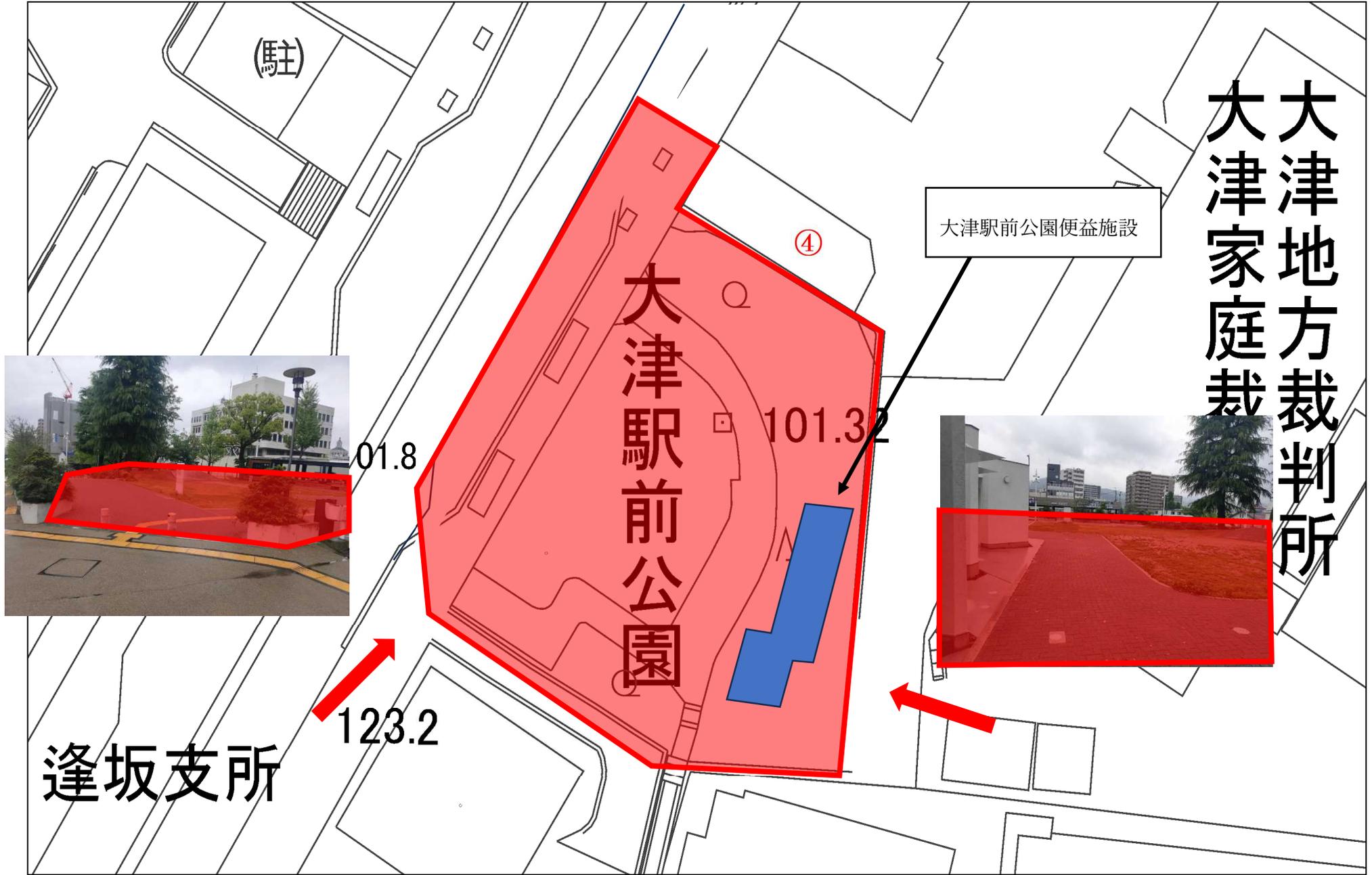
①拡大図



②③拡大図



④拡大図



(駐)

大津地方裁判所  
大津家庭裁

大津駅前公園便益施設

大津駅前公園

④

01.8

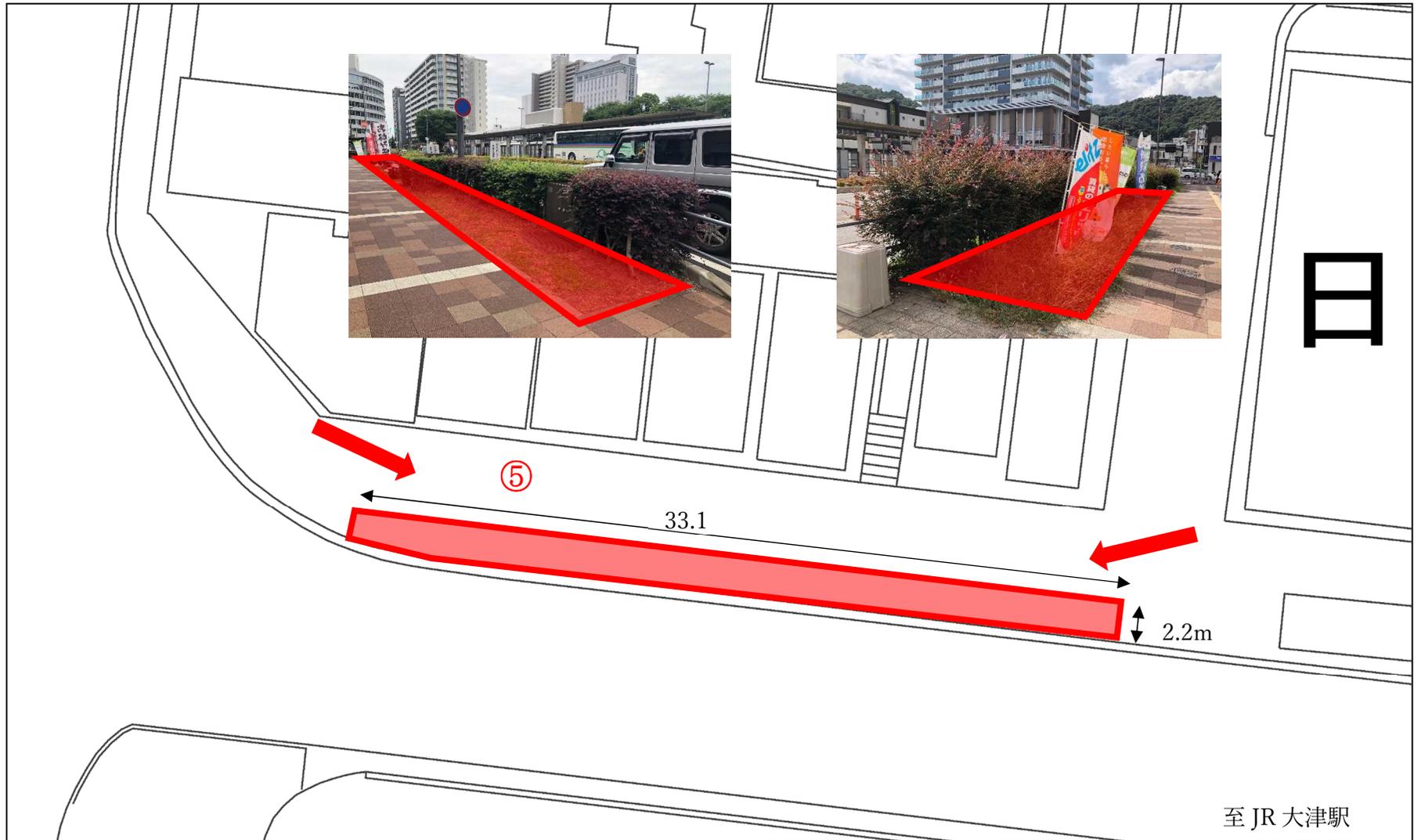
101.32

123.2

逢坂支所



⑤拡大図



至 JR 大津駅

